



平成22年5月7日

各 位

会社名 大末建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山村 多計治  
(コード 1814 東証1部、大証1部)  
問合せ先 管理部長 鬼頭 芳二  
TEL 06-6121-7121

## 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について

当社は、平成22年5月7日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は、下線で示しております。)

### 記

平成18年5月24日 制定  
平成19年5月25日 一部改定  
平成20年4月28日 一部改定  
平成22年5月 7日 一部改定

### 基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業活動の基本的な考え方を「大末建設グループ行動規範」として制定し、グループ役員1人1人が、社会的責任を自覚するとともに、法令を遵守し、社会倫理に適合した行動をとるよう努めている。

当社は、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めている。

また、内部監査部門による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図っている。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」を制定している。本規程は、当社及び子会社のリスクを予防し、

またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、当社グループの企業価値を保全することを目的としている。本規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各事業別にリスク管理責任者を置いて、リスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限に食い止めるための対策を講じている。

当社は、「危機管理マニュアル」を制定し、リスク管理委員会が、安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする「危機管理対策本部」を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしている。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、権限と責任を明確にしている。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

また、経営に関する重要事項については、必要に応じて社長の諮問機関である経営会議での検討を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて、適宜報告する。

#### 5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業の経営管理及び内部統制を担当する部門は、関係会社管理規程に従い、グループ全体の内部統制システムの構築を推し進める。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は内部監査部門に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

また、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて、重要な会議に出席することができる。また、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる。

#### 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規定類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う

#### 10. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループ行動規範において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないことを基本方針とする。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、管理部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備する。

以 上